

産業統計部会の審議状況について  
(作物統計調査)(報告)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 報告を求める個人又は法人その他の団体の選定方法の変更	○水稲に係る作況調査(作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査)の対象とする標本筆数を削減	●	●	◆第2回部会において引き続き審議 【委員等からの主な指摘】 ○収穫量調査における精度確保を前提として縮減する標本筆数が算出されているが、作柄概況調査及び予想収穫量調査においても、精度上の問題が生じないことについて確認が必要
	○荒茶工場の抽出方法の明記	●	●	◆第2回部会において引き続き審議 【委員等からの主な指摘】 ○調査票が回収できず生産量が把握できない工場がある中で、どのようにデータ補正を行っているのか確認が必要。また、統計利用者に対して欠測値の補正方法に関する情報提供が必要 ○回答が得られない工場の属性的な特徴はどうなっているのか確認が必要
(2) 報告を求める事項の変更 【水稲作況標本(基準)筆調査票】	○「玄米選別形態」を把握する調査項目の選択記入方式への変更	●	●	◆第2回部会において引き続き審議 【委員等からの主な意見】 ○選択肢の「その他」と「不明」の違いが分かりにくく、区分する必要性について確認が必要 ○紛れがなく、読みやすいように選択肢の表記を工夫することが必要
	○調査項目の追加 ①水稲の「栽植密度」に関する調査項目として「1㎡当たり換算率」の項目を追加 ②「刈取り調査」に関する調査項目として、品位検査(等級確認)による玄米の「等級」の項目を追加 ③「刈取り調査」に関する調査項目として「再選別後の段別重量測定」の項目を追加	●	●	◆第2回部会において引き続き審議 【委員等からの主な意見】 ○調査の過程において、各計測項目をどのように計測し、その結果は調査票のどこに反映されているのか明確にすべき。 ○記入されたデータのチェック方法について確認が必要
(3) 報告を求めるために用いる方法等の変更	○水稲以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査における電子メールによる調査票提出方法の追加	●	●	◆第2回部会において引き続き審議 【委員等からの主な意見】 ○現在の政府統計共同利用システムによるオンライン回答率がかなり低調な状況の中、電子メールによる回答方法を導入する効果について具体的な整理・検証が必要
	○水稲の作柄概況調査の調査方法等の変更		●	(第2回部会で審議)
(4) 調査結果の公表の期日の変更	○麦類及び大豆の収穫量調査並びにそば及び花きの作付面積調査及び収穫量調査の結果(速報値)の公表期日の変更		●	(第2回部会で審議)
2 前々回答申(平成28年11月)及び公的統計の整備に関する基本的な計画における課題への対応	○作付面積調査及び収穫量調査について、主産県調査年における全国値の推定方法の検証・検討		●	(第2回部会で審議)

※ 第1回(第94回産業統計部会)は令和元年11月29日(金)に開催。第2回(第95回産業統計部会)は12月18日(水)に開催予定。

## 第94回産業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年11月29日（金）16:00～18:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

## 【委員】

川崎 茂（部会長）、岩下 真理

## 【臨時委員】

宇南山 卓

## 【専門委員】

山岸 順子（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

## 【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

## 【調査実施者】

農林水産省統計部生産流通消費統計課：大西課長、三橋課長補佐、吉村課長補佐

## 【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 作物統計調査の変更について

5 概 要

- 11月27日開催の第143回統計委員会において諮問された作物統計調査の変更について、統計委員会における委員からの意見を共有した後、審査メモのうち、「報告を求める個人又は法人その他の団体の選定方法の変更」、「報告を求める事項の変更」、「報告を求めるために用いる方法及び集計事項の変更」について審議が行われた。
- 審議の結果、調査実施者において整理の上、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容については適当と整理された。  
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

## (1) 報告を求める個人又は法人その他の団体の選定方法の変更

## ア 水稲作況調査の標本筆の削減

- ・ 水稲作況調査の標本筆を見直し案のとおり縮減しても、必要な目標精度を十分確保できるという理解でよいか。  
→ 県別に目標精度が達成できるかという視点で試算値を算出した上で、各県に設定されている作柄表示地帯ごとにも目標精度が維持できるかという観点から検証を

行い、その結果を踏まえ最終的な縮減数を決定している。

- ・ 調査対象とする筆数と調査コストは必ずしも比例しないと思われる。非常にコストがかかっているにもかかわらず精度が悪い地域などについて、調査実務上において、筆数の縮減以外に、調査の効率化を図る余地はないのか。
  - この調査は、統計調査員等がほ場に立入り、稲の状況を細かく調べる方法をとっており、統計調査員が実施する場合は調査員手当等のコストが必要となる。最新の技術を活用して調査の効率化を図ることについても検討しているが、その場合には別のコストが生じることになるため、目に見えるような形でコスト縮減を図る余地は少ないものと考えている。
  - 例えば、山間部などコストが必要となる遠方の地域については標本筆を減らして、その分を、調査が容易な他の場所で確保するなど、何か改善の余地はないのか。
  - 各県に農林水産省の調査拠点が1箇所しかない中で、調査のため遠方のは場に出向くのはコストがかかるため、できるだけその土地に精通した統計調査員に当該ほ場の調査を担当してもらうことにより、調査の効率化を図っている。
- ・ 今回の水稲作況調査における縮減標本筆は、収穫量調査における精度確保を前提として算出されているが、作柄概況調査及び予想収穫量調査においても、標本筆の削減による精度上の問題は生じないのか。問題ないと判断した根拠となるデータを提示して欲しい。

## イ 荒茶工場の抽出方法の明記

- ・ 全国ベースでの精度確保を目的とするのであれば、生産量の少ない都道府県の比較的零細な工場については、もう少し標本数を縮減しても良いのではないか。調査の利活用上、都道府県別の精度は、どの程度重要なのか。
  - 共済事業における共済金支払い金額の算定の基礎資料として利用するため、都道府県別に5%程度の精度を確保することが必要である。
- ・ 京都のように、有効回収率に大きな変動がみられないにもかかわらず、実績精度が大幅に悪化している理由は何か。
  - 大規模工場が含まれる階層において調査票を回収できなかった工場があったため、精度が低くなったものである。
  - 全数階層で未回収となった場合は、どのようにデータを補整しているのか。
  - 全数階層の母集団名簿を作成し、各荒茶工場の生産量データについても整理しており、万一、回収できなかった場合には、当該データを基に全体を推計することとしている。
- ・ 回収できなかった工場については、生産量が分からない状況の中で、データをどのようにして補整するのか。
  - 母集団名簿を作る時点で把握した生産量データを基に補整することとしている。

仮に実際には全く生産実績がなかった場合には、実態と推計結果に大幅なずれが生じる可能性はある。

→ 考えられる最善の方法かと思うが、そのような方法により推計していることについて、統計利用者に明示すべきではないか。

→ 欠測値の補整の問題は非常に重要であるため、どのような方法により補整しているのか、しっかり明示するようにしてほしい。

→ 今後は、そのような形で推計を行った場合には、結果公表の際に、適切に説明するようにしたい。

・ 回答が得られない工場について、例えば、小規模の工場における回収率が低調であるなど、何らかの属性的な特徴・傾向はみられるのか。

→ 確認の上、次回部会で回答したい。

## (2) 報告を求める事項の変更【水稲作況標本（基準）筆調査票】

### ア 「玄米選別形態」を把握する調査項目の選択記入方式への変更

・ 選択肢のうち、「4 その他」と「5 不明」に該当するものの割合は、どのくらいあるのか。

→ 確認の上で、次回部会で回答したい。

→ 選択肢の「4 その他」と「5 不明」の違いが分かりにくく、あえて分けて把握する必要があるのか疑問である。

・ 現行の変更案における選択肢の記載が、右から読むのか左から読むのか分かりづらいため、調査票に記入するに当たって、紛れがなく、読みやすいように修正する必要があると考える。

→ 検討した上で、次回部会で回答したい。

### イ 調査項目の追加

・ この調査票の記入事項は全て集計・公表されるのか、職員や統計調査員が計算して記入する項目部分だけが公表されるのか、各調査項目の利用の仕方が分からない。

→ 水田一筆ごとに、株の数や株についている穂の数、一穂当たりのもみの数等を実測した結果を基に、10アール当たりの収穫量を算出することとしており、その算出のために必要な項目である。

→ あくまで計算の過程で活用されるものであり、この項目自体を集計・公表するわけではないということか。

→ そのとおり。

→ 統計利用者にとっては、調査票上のどの項目をどのように用いて算出された結果なのかが分からないとデータとして使いにくく、統計として十分な情報が提供されているとは思えない。

調査実務上必要な項目と思われるが、各調査項目が、どの段階で、どのように利用されるのか明確にしてほしい。

- 部会審議の場だけでなく、統計利用者にとってもデータの精度や計算のプロセスを知る意味でも重要な情報であるため、論点に対する回答資料として示されている「収穫量調査の流れ」の中で、どの過程において、誰がどのようにして計測し、その結果を調査票のどこに記載しているのかが分かるように具体的に示してほしい。
- 整理の上、次回部会で提示したい。

- ・ 調査票の集計プログラム上において、「1㎡当たりの換算率」等の関連する項目のデータをチェックできるような仕組みはあるのか。

- 作成された調査票を集計するプログラムはあるが、これらは、それ以前の過程として一枚の調査票を作成するための計測項目であり、プログラム上でチェックする仕組みはない。
- 各計測項目について、プログラム上チェックする仕組みがないのであれば、農林水産省本省では、正確性の確保の観点から、職員や統計調査員による計算結果をどのようにしてチェックしているのかを示していただきたい。
- 計測項目について、どのようにチェックを行っているのか、次回部会で回答したい。

### (3) 報告を求めるために用いる方法及び集計事項の変更（電子メールによる調査票提出方法の追加）

- ・ オンライン回答率がかなり低い状況の中、電子メールによる調査票提出方法導入により、オンライン回答率は、どのくらい上がると見込んでいるのか。現状を見る限り、これまで政府統計共同利用システムにより回答していた者が電子メールでの回答に変わるだけではないか。現行のオンライン調査の改善を図ることでは対応できないのか。
  - オンライン回答率について、明確な目標を設定することは難しい。現在の政府統計共同利用システムによる回答者が電子メールによる回答に変わるだけということの無いように十分気をつけて取組みたいと考えている。
- ・ 例えば、電子メールを導入した場合、回答に要する時間がこの程度短縮できるなど、客観的なデータを示してほしい。ほとんど使われていないシステムに多額のコストを投入するような事態は避けるべきと考える。
  - 報告者から、紙の調査票に比べて、オンライン回答は、パスワード入力などログインの手続きがあり、手間がかかるという意見が実際にあるのであれば、その実態を明確に説明する必要があるのではないか。
  - 紙の調査票よりオンライン回答の方が大変だということと、現行の政府統計共同利用システムを利用したオンライン回答より電子メールの方が回答が楽だということは、別のことと考える。電子メールという新たな提出方法を導入することにより、集計作業も大変になると思われるため、もう少し慎重に考えるべきではないか。現行の

- オンライン回答率が低いからというだけでは、導入する理由としては弱いと考える。
- 政府統計共同利用システムにログインして、目的の調査票にアクセスし、入力して回答するプロセスと、電子メールで送られたエクセルなどの電子調査票に記入して送り返すプロセスと、どの程度差があるかについて、作業の対比表のようなものがあれば、明示できるかもしれない。
  - 電子メールを導入する意義・目的が曖昧なのではないか。報告者にとって回答方法の選択肢が多いことは悪いことではないが、電子メールの導入により、現行の政府統計共同利用システムによる方法に比べて、回答のプロセスがどのように変わるのかという点を整理した資料を提示してもらった上で、次回の部会で改めて確認することとしたい。

## 6 今後の予定

次回部会は、令和元年12月18日（水）14時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、12月20日（金）に開催予定の第144回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）